

# 個人住民税の現年課税化について

## 個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

### ○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

### ○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

### ○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

# 税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

## 第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

## 個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

### 平成18年度

- ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
- ・ 導入する場合に考えられる方向性

### 平成20年度

- ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策

### 平成21・22年度

- ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算。

### 平成23年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)について検討

### 平成24年度

- ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状について調査
- ・ 所得税方式市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化について検討

### 平成25年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担について検討

### 平成26年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項について検討

### 平成27年度

- ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)について検討

### 平成28年度

- ・ 切替年度の税負担のあり方について検討

### 平成29年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況について検討

## 個人住民税の現年課税化に係る課題

- 現年課税化を行う場合、所得税と同様、企業において源泉徴収や年末調整を行っていただくことが必要となるなど、企業や納税者の事務に以下のような課題が生じる。特にITの利活用が進んでいない中小零細企業における事務負担の増加について慎重な検討が必要。
- 企業・納税者・地方団体に過重な負担が生じないように検討を進めることが必要。

### 企業事務の増加

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。  
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。  
年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。  
※ 特に中小零細企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところにとって負担が大きい。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

### その他の課題

- ・ 所得税の確定申告を行う者は、前年1月住所地市町村に対して、住民税独自の項目や超過課税等を反映させた住民税の確定申告を行う必要が生じる。
- ・ 確定申告により、市町村において還付事務が多く発生。
- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。  
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

# 平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント①

## 第1. 個人住民税の現年課税化

- ・ 現年課税化に伴い特別徴収義務者に新たに発生する事務に関する論点について議論を行うとともに、企業のIT化の状況について有識者からのヒアリングを実施した。

## 2 現年課税化と特別徴収義務者における事務負担について

### (1) 特別徴収義務者における税額計算・年末調整への影響

- ・ 所得税の源泉徴収及び個人住民税の特別徴収に係る企業の事務の中で、11月、12月の短期間に事務が集中する年末調整に係る事務負担が突出して大きい。個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、この年末調整に係る事務負担への影響が特に重要だと考えられる。
- ・ 税率等が地方団体によって異なること、個人住民税独自の項目があることから、年税額の計算において、事務負担が大幅に増える可能性がある。当検討会における議論においても、小規模事業者の声として、「年末年始はかき入れ時であり、新しい事務作業が発生するのは困る」との意見が紹介された。

【年末調整事務において想定される所得税と住民税の相違点】

生命保険料控除・地震保険料控除	控除額の計算方法が所得税と個人住民税で異なる
調整控除	個人住民税独自の税額控除
住宅借入金等特別税額控除	所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除
非課税判定	個人住民税独自の非課税限度額制度や障害者等に対する非課税措置がある ※均等割の非課税限度額は、市町村の条例で定められる。
所得割及び均等割の税率	地方税法においては標準税率を規定。地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。 また、指定都市に住所を有する者について、所得割の標準税率が道府県民税2%、市民税8%となる。

- ・ 年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。

## 平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント②

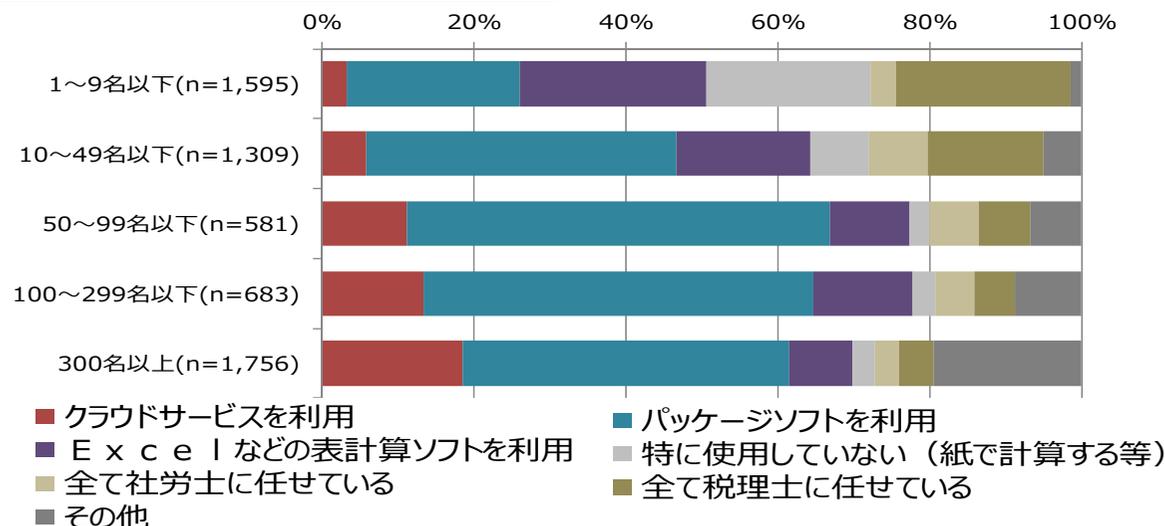
### 第1. 個人住民税の現年課税化

#### 2 現年課税化と特別徴収義務者における事務負担について

##### (2) 企業におけるIT化の状況

- ・ 現年課税化により特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性があると考えられることから、企業におけるIT化の状況と今後の展望について、関係企業にヒアリングを実施した上、議論を行った。
- ・ 従業員規模が小さい企業ほど、給与計算においてシステムを利用しておらず、特に従業員規模が1～9名以下の場合、約5割がExcelでの計算や特に使用していない(紙で計算する等)という状況となっている。
- ・ 現状においては、給与計算ソフト等を利用していない企業が中小零細企業を中心に一定程度ある。これらの特別徴収義務者においては、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の事項を反映して年税額を計算することは、対応が困難な場合があると考えられる。
- ・ 今後、クラウド型の安価な給与計算ソフトの普及やスマートフォンの保有率の拡大を背景として、中小零細企業においても、給与計算のシステム化が進んでいく可能性があることから、企業のIT化の状況について引き続き注視していく必要。

<従業員数規模別 給与計算業務の方法>



## 平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント③

### 第1. 個人住民税の現年課税化

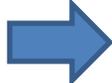
#### 3 今後の課題

本年度の検討会では、現年課税化に伴い特別徴収義務者に新たに発生する事務に関する論点と企業のIT化の状況について整理しつつ、議論を行った。これまでも本検討会においては、所得税方式を念頭に、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの課題を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後も、引き続き議論を深めていくことが必要である。その際には、これまで述べてきた様々な課題について留意しながら、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点を踏まえ、十分に検討していくことが必要である。

一方、特別徴収義務者に生じると見込まれる現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、例えば、今後、特別徴収義務者がマイナンバー制度を利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、企業のITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このように、現年課税化の実現に向けて、現状を所与のものとして考えるばかりでなく、マイナンバー制度の利活用の在り方や企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、今後どのような環境が整備されれば様々な課題の解決につながるのかといった視点から検討を行うことも重要である。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

## 課題の解決に向けた今後の展望

- 現年課税化の実現に向けて、マイナンバー制度の利活用の在り方や企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、今後どのような環境が整備されれば様々な課題の解決につながるのかといった視点から検討を行うことも重要である。

 将来的に、課題の解決に向けどのような方策が考えられるか。

### 検討課題

- 中小零細企業におけるIT化の更なる進展を前提に、課題解決に向けた方策が考えられないか。
- マイナンバーカードやマイナポータルの利活用により、課題解決に向けた方策が考えられないか
- その他課題解決に向け、どのような方策が考えられるか。

# 中小零細企業におけるIT化の更なる進展

○ 給与計算ソフトが広く普及し、多くの中小零細企業がITを利用して源泉徴収税額の計算や年末調整を行うことができる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の項目を反映した税額計算ができるようになるのではないかな。

○ 個人住民税における源泉徴収簿イメージ[平成29年度個人住民税検討会資料]

所得税

区分	金額	税額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩	
社会保険料等 控除額	⑪	
申告による小規模企業共済 等掛金の控除分	⑫	
生命保険料の控除額	⑬	
地震保険料の控除額	⑭	
配偶者特別控除額	⑮	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑰	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び 算出所得税額	⑱	⑲
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳
年調所得税額(⑲-㉑、マイナスの場合は0)		㉑
年調年税額(㉑×102.1%)		㉒
差引超過額又は不足額(㉒-⑳)	㉓	
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕	
差引還付する金額(㉔-㉕)	㉖	
超過額の 精算	同上的うち	金額 本年中に還付する 金額
		翌年において還付 する金額
不足額の 精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉗
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉘

個人住民税

区分	金額	税額	
		道府県民税	市町村民税
給料・手当等	①	③	
賞与等	④	⑥	
計	⑦	⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨		
給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩		
社会保険料等 控除額	⑪		
申告による小規模企業共済 等掛金の控除分	⑫		
生命保険料の控除額	⑬		
地震保険料の控除額	⑭		
配偶者特別控除額	⑮		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑰		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び 算出住民税額(所得割)	⑱	⑲	
調整控除額		㉑	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉒	
均等割非課税判定			
所得割非課税判定			
年調住民税額(所得割)(⑱-㉑-㉒、マイナスの場合は0)		㉓	
年調住民税額(均等割)		㉔	
年調年税額(所得割+均等割)(㉓+㉔)		㉕	
差引超過額又は不足額(㉕-⑳)	㉖		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘		
差引還付する金額(㉗-㉘)	㉙		
超過額の 精算	同上的うち	金額 本年中に還付する 金額	
		翌年において還付 する金額	
不足額の 精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉚	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉛	

・控除額が所得税と個人住民税で異なる。  
・特に生命保険料控除、地震保険料控除は、控除額の計算方法が異なる。

・税率が地方団体ごとに異なる。

・個人住民税独自の制度。

・所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

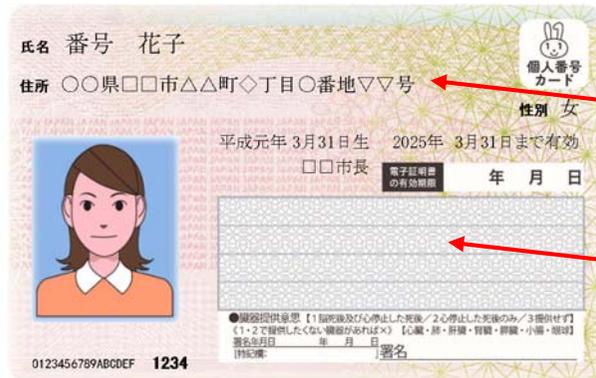
・個人住民税独自の非課税制度。  
・非課税限度額制度  
・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者

・税率が地方団体ごとに異なる。

年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算できると考えられる。

## マイナンバーカードの利活用

- マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地について、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが概ね可能となるか。



住所地を把握

住所変更があった場合は、追記欄に届出の年月日及び新たな住所を記載



## マイナポータル の 利活用

- マイナポータルの利用が進めば、例えば納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地がプレ印字された扶養控除等申告書をダウンロードして、特別徴収義務者に提出するといったことも考えられ、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになるのではないか。

### A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

### B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

### C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

### D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

### E サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）ができます。

### F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

### G もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

## マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ)



(※)実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。